

## 小野市中小企業者等持続化支援金給付事業に関するQ&A

### 【事業の目的について】

#### Q1 事業の目的は？

- ・新型コロナウイルス感染症により、売上減少が拡大している事業者、とりわけ国の「持続化給付金（売上減少が前年同月比50%以上）」の対象とならない中小企業者（個人事業主含む）等に対し、支援金を交付することで事業の継続を支援することを目的としています。

### 【対象者について】

#### Q2 対象となる「小野市内に事業所を置く」とは？

- ・小野市内に事業所、事務所（店舗を含む。）などの事業拠点を有し、継続的に事業活動を行っていることを指します。
- ・主たる事業所が市外であっても、市内に事業拠点があれば対象となります。（申請書には、市外の事業所等の名称を記入してください。）
- ・市外から市内に事業活動で訪問・滞在する場合は含みません。
- ・小野市に在住している事業者でも市外に事業拠点を有し、市内に事業拠がない場合は、対象外となります。
- ・市税を納入されていたとしても市内に事業拠がない場合も、対象外となります。

#### Q3 対象となる「中小企業者」とは？

- ・中小企業基本法第2条第1項各号に規定する次のいずれかに該当する「中小企業者」のほか、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する「中小企業団体」です。
- ・中小企業者に該当しない会社以外の法人（（協同組合等の組合（企業組合、協業組合を除く）、一般社団法人、公益社団法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体など））となっていますが、医療法人は対象とします。

#### Q4 個人事業主は対象になりますか？

- ・法人や個人に関わらず、小規模事業者の基準を満たせば対象となります。  
※個人事業主か否かは、確定申告書の収入区分「事業収入」で判断します。

**Q 5** 兼業で農業を営んでいますが、対象になりますか？

- ・ 農業は対象外ですが、畜産・養鶏農家及び認定農業者は対象になります。
- ・ 個人事業主の場合は確定申告書の収入区分「事業収入」で判断しますが、専ら事業に従事している場合（80%以上）のみとし、副業で行っている場合は対象外になります。

**Q 6** 従業員数に出向者や派遣社員は含まれますか？

- ・ 雇用契約がない場合は出向・派遣元事業所の従業員になります。

**Q 7** 中小企業の代表と小規模事業者（個人）の肩書がある場合は？

- ・ 法人としての確定申告と個人事業主としての確定申告を行っている場合は、それぞれが対象になります。

**Q 8** 小規模事業者（10万円支給）と中小企業事業者（20万円支給）の違いは？

- ・ 常時雇用する従業員数で判断します。「小規模事業者」は、中小企業基本法第2条第5項に規定する次のいずれかに該当する事業者で、それ以外は中小企業者となります。

業 種	常時雇用する従業員
製造業・建築業・運輸業・以下の業種を除く その他の業種	20人以下
商業（卸売業・小売業・飲食業）・サービス業	5人以下

- ・ 「中小企業者」に該当する個人事業主は、従業員構成を確認させていただく場合があります。

**Q 9** 「常時雇用する従業員」にはどういった人が該当するのか？

- ・ 正社員、パート、アルバイトなど名称に関わらず、期間の定めなく雇用されている人、または雇用契約期間が定められている場合でも反復して更新されている人が該当します。  
※雇用契約がない場合は、出向・派遣元事業の従業員となるため、従業員に該当しません。
- ・ 従業員とは、個人事業主の場合、事業主と家族従業員を除く常時雇用者となります。  
法人の場合は、役員を除く常時雇用者となります。
- ・ 1事業者の事業全体の従業員であるため、市内のほか、市外の事業所の従業員も含まれます。

**Q10 業種の分類はどのように判断すればいいか？**

- ・業種は総務省が所管する日本標準産業分類を参照してください。
- ・業種が不明な場合は、事業の内容・形態を分かりやすく記入してください。
- ・複数の業種を行っている場合は、売上の一番大きな業種を記載してください。

**Q11 国の「持続化給付金」の申請をしている場合は？**

- ・当該支援金は、国の支援金の対象とならない事業者を市が独自に支援するものになりますので、重複して給付金を受け取ることはできません。
- ・仮に国の持続化給付金の申請を既に行っている、または市の給付金の売上対象月よりも以前の月（1月～3月）または以後の月を対象月として国の給付金を受けていることが判明した場合は、誓約書に基づき、市の交付金は返還していただくことになります。

【参考】国「持続化給付金」：中小法人等200万円、個人事業主100万円（上限）

**Q12 廃業することが決定している場合は、申請できませんか？**

- ・目的は、事業継続支援としておりますので、廃業が決定している場合は、対象となりません。
- ・申請時点において事業継続の意思はあったものの、その後やむを得ず廃業や第三者に事業継承した場合などは、支援金の返還を行う必要はありません。

**Q13 不動産収入は対象になりますか？**

- ・「不動産収入」は対象にはなりません。
- ・「事業収入」は確定申告書B「収入金額等」の欄の「ア営業等、イ農業」の項目に該当する収入以外は対象外になります。

**Q14 住居は小野市にありますが、事業所は市外です。対象になりますか？**

- ・小野市に在住している事業者でも市外に事業拠点を有し、市内に事業拠がない場合は、対象外となります。また、市税を納入していただいていたとしても市内に事業拠がない場合も、対象外となります。

**【給付金について】****Q15 市内に複数の事業所(店舗)がある場合は、複数の申請は可能ですか？**

- ・複数の事業所がある場合でも、1事業者としての申請になります。

**Q16** 市の給付金を受けた後、売上高が前年同月比50%を超えた場合は？

- ・国の「持続化給付金」の給付申請を行ってください。

【参考】国「持続化給付金」：中小法人等200万円、個人事業主100万円（上限）  
ただし、市が行う本事業は、国の「持続化給付金」の対象とならない事業者支援として実施していますので、市の給付金は全額返還していただきます。

※国の「持続化給付金」の申請要件を満たすことになれば、市産業創造課（☎0794-70-7137）までご一報をお願いします。  
給付金の返還方法等をお知らせいたします。

**【申請について】**

**Q17** 売上減少の対象となる月は？

- ・今年の4月～12月のいずれかのひと月となりますが、月間（月の初日から月の月末）の売上が対象となり、売上額が前年同月比で20%以上50%未満減少していることが条件になります。

ただし、売上額が前年同月比より50%以上減少している場合でも、白色申告により国の持続化給付金の申請要件を満たすことができない場合は、市の給付事業に申請することができます。

**Q18** 2019年分の確定申告書の写しがありませんが？

- ・2018年分の確定申告書の写しを提出してください。それもない場合は、再交付について税務署や契約されている税理士等にご相談ください。

**Q19** 記入を誤った場合はどうすればいいか？

- ・訂正したい部分に二重線を引き、近くに正しい内容を記載してください。また、訂正した二重線の上に、申請書と同様の押印をお願いします。

**Q20** 押印にシャチハタでもいいですか？

- ・シャチハタ印等のゴム印は使用できません。

**Q21** 交付金の振込はいつになりますか？

- ・申請書受理後、審査を行い、7～10日程度で指定口座に振り込みます。
- ・不交付の場合のみ通知書を送付します。

Q22

申請に必要な添付書類はどのようなものになりますか？

提出書類	提出に必要な書類
交付申請書兼請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第1号 市または小野商工会議所のホームページからダウンロードできます)</li> </ul>
市内における事業実態がわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書または開業届の写しなど 事業所のパンフレット、ホームページの画面コピーでも可能とします)</li> </ul>
令和2年4月～12月の売上高が分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年4月～12月の売上が記載されている売上台帳・帳簿の控え</li> </ul> ※経理ソフトから抽出した売上データ、エクセル等で作成した売上データ、手書きの売上台帳などが該当します。
前年の売上高がわかるもの	<b>【法人】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書別表一写し</li> <li>・法人事業概況説明書（両面）の写し</li> </ul> <b>【個人】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>《青色申告の場合》</li> <li>・2019年分の確定申告書B第一表の写し</li> <li>・所得税青色申告決算書（1ページ目、2ページ目）の写し</li> <li>《白色申告の場合》</li> <li>・2019年分の確定申告書B第一表の写し</li> <li>・月別売上高が確認できる書類（売上台帳等）</li> </ul> ※確定申告義務がない場合、市民県民税申告書または課税決定通知書の写しでも可能とします。
	<b>&lt;開業1年未満の場合&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上減少対象月の直近3か月の売上台帳・帳簿の写し (例) 令和2年4月を対象月とする場合 ⇒令和2年1月と2月と3月の売上を示すもの。 (3か月の売上平均と比較します)</li> </ul>
振込先口座がわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関名・支店名（支店番号）・口座種別・口座番号・名義人（漢字等とフリガナ）が確認できるもの</li> <li>・申請者名義の通帳の見開きページの写し</li> <li>・キャッシュカード、電子通帳の画面のコピーなど</li> </ul> ※法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者名義となります。
本人確認書類 ※ <u>個人事業主のみ必要</u>	運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証、住民票のいずれかの写し